

### 1 大田区保育園・学童保育保育料検討委員会における議論の視点

#### (1) 視点1 公平性の視点

認可保育所は、児童福祉法に規定された児童福祉施設であり、保育料は児童福祉法第56条に基づき、保護者の負担能力に応じて徴収する応能負担の原則がとられている。

大田区の保育料は、国基準保育料が8階層であるのに対して27階層に細分化し、負担能力に応じたきめ細やかな保育料体系としている。しかし、国基準の階層区分に対して、現行保育料では、各階層の税額幅にばらつきが見られる。利用者間の公平性の視点から、これを見直す必要がある。

#### (2) 視点2 受益と負担の関係性の視点

良好な保育サービスを安定的に提供していくためには、保護者の方に、広く一定の負担を求めることが必要である。なお、保育料の設定にあたっては、子育て家庭の家計への配慮が必要と考える。

また、現行の保育料は、階層ごとに0歳～2歳児までが同一金額の設定となっているが、園児1人あたりの保育に係る月額経費では、0歳児は60万円を超えており、1,2歳児の2倍以上の経費がかかっている。このような状況を踏まえ、0歳児の保育料のあり方について見直す必要がある。

#### (3) 視点3 少子化対策の視点

大田区の平成26年度の合計特殊出生率は、前年度より0.02ポイント微増したものの1.19と危機的な状況である。人口減少社会への対策については、国を挙げて取り組みを進めており、昨年9月に発表された「新3本の矢」には、「夢をつむぐ子育て支援」の目標として、希望出生率1.8(既婚者の予定子ども数と未婚結構希望者の理想の子ども数等から割り出した数)が掲げられた。

希望出生率の実現のためには、まずは、2人目の子どもを安心して産み育てられる環境整備が急務である。多子世帯への支援として、現在様々な施策を講じているが、保育料の検討においては、第2子の保育料に対する減額のあり方を見直す必要がある。

#### (4) 視点4 子どもの貧困対策の視点

平成25年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は16.3%であり、6人に1人の子どもが貧困との結果が報告された。中でも、ひとり親の貧困率は54.6%に上っており、特に経済的に困窮している状況である。こうした中で、保育料について、低所得者世帯やひとり親世帯の負担軽減を図る必要がある。

#### (5) 視点5 保育の質の確保

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要と謳われている。

待機児童の解消が国の喫緊の課題とされるなか、大田区においても、待機児童の解消に向けて多様な保育サービスを提供する保育施設の整備に精力的に取り組んでいる。

一方で、急速な保育サービス基盤の整備は、全国的な保育士不足という新たな課題ももたらしている。今後は、保育サービスの量的拡充を図るとともに、保育を支える人材の確保、育成等にも積極的に取り組み、大田区の保育の質を確保していく必要がある。

1 認可保育所保育料

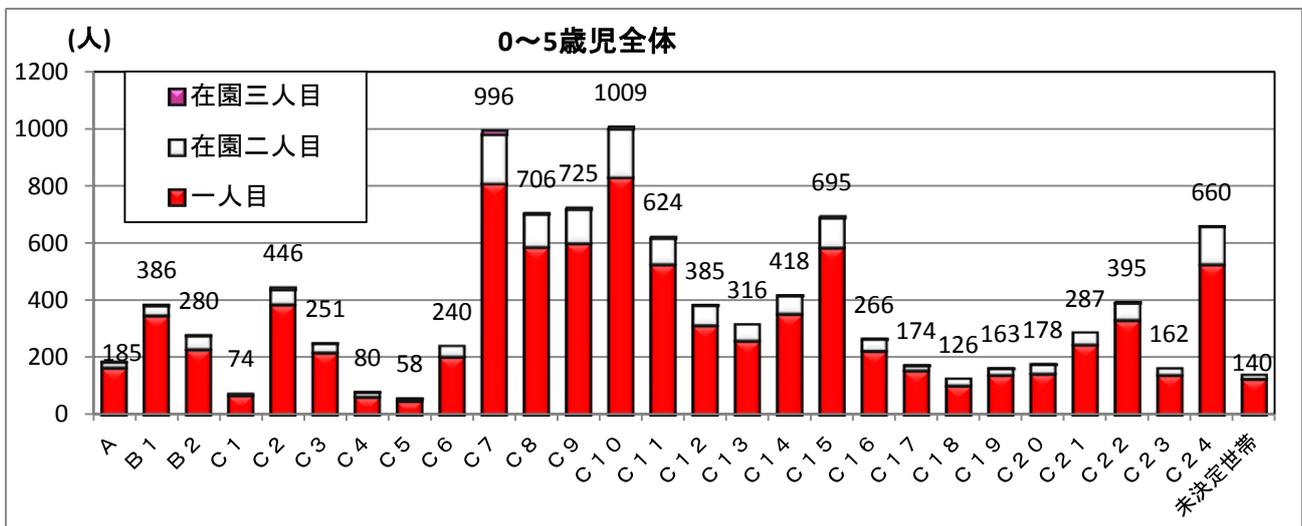
(1) 負担能力に応じた階層の見直し

大田区の現行の保育料は、国基準保育料の 8 階層に対し 27 階層を設定し、負担能力に応じたきめ細やかな保育料体系としている。

A階層(生活保護世帯)及びB1階層(区市町村民税非課税ひとり親世帯)は無料、B2階層(B1階層以外の区市町村民税非課税世帯)、C階層(区市町村民税課税世帯)はそれぞれの課税額に応じて保育料の設定を行っている。

認可保育所を利用する児童の階層別分布では、C7階層からC11階層に大きな分布が見られた後、C15階層、C24階層に再度集中が見られた。C24階層は、区市町村民税課税額 513,200 円以上の設定となっている。この階層に集中が見られることから、負担能力に応じた応分な負担を求めていく上では、国基準保育料の第 8 階層に対応する階層を細分化し、新たに階層を増やすことを検討すべきと考える。

認可保育園階層別児童数の状況(27.9.1 現在)



(2) 保育料の階層区分における区市町村民税額幅の見直し

保育料は、世帯の区市町村民税の課税額により階層が決定される。現行保育料では、国基準の階層区分に対して、各階層の税額幅にばらつきが見られる。例えば、国基準保育料の第 4 階層の税額幅は 48,400 円であるが、この階層に対して区の階層は 5 区分あり、税額幅は 2,000 円から 17,800 円強とばらつきがある。このことから、階層の税額幅を見直し、公平感のある階層区分とすることが必要と考える。

(3) 保育料収納率向上に向けた取り組み

現在、保育料滞納世帯に対しては、納付相談案内や納付勧奨を行ったうえで、納付に至らない場合には差押えを視野に入れた対策をとるなど、収納率向上に向け取り組んでいる。保育所保育料収納率は、平成 26 年度保育料では現年度分 99.16%、過年度分も含めると 95.48%と高い収納率となっている。

一方で、保育所保育料は、世帯の負担能力に応じた保育料が設定されており、保育料の滞納対策については、負担の公平性の観点から適切な対応が必要である。保育料のコンビニでの収納を検討するなど、保育料収納率のさらなる向上に向けた取り組みを検討すべきと考える。

同様に、学童保育料も、現年度分 99.14%、過年度分を含めると 95.37%と高い収納率となっているが、保育所保育料と併せてコンビニ収納を検討するなど、収納率向上に向けた取り組みを進めるべきと考える。

#### (4) 0歳児保育料の単独設定

現行の保育料は、0～2歳児では同じ料金体系になっている。しかし、児童1人にかかる月額費用をみると、平成26年度で、0歳児が623,207円、1歳児が270,358円、2歳児が236,677円であり、0歳児には、1,2歳児の2倍以上経費がかかっている。このことから、現行の保育料を0歳児と1,2歳児に分け、0歳児の保育料を単独で設定することが望ましいと考える。

#### (5) 第2子の保育料の見直し

多子世帯への保育料負担軽減措置として現行では、同一世帯で認可保育所・小規模保育所に複数の児童が在籍している場合、2人目の保育料は半額、3人目以降は無料としているが、2人目の保育料軽減についてさらなる軽減策の検討が必要であるとする。

#### (6) 均等割世帯の保育料の見直し

大田区の保育料は、他の自治体と比較し低い金額設定となっているが、均等割世帯の保育料については、品川区・練馬区を除く20区の平均を上回っており、0～2歳児では1,560円、3歳児では1,750円、4,5歳児では1,745円、大田区の保育料が高くなっている。このため、この階層の保育料低減を検討するなど、低所得者へ配慮した設定とすべきと考える。

#### (7) 非婚のひとり親に対する寡婦控除相当の扱い

税法上の寡婦控除の適用は、法律婚が条件となっており、非婚のひとり親については適用されない。このため、区市町村民税に基づき決定する保育料の算定にあたっては、非婚のひとり親に対しては、寡婦控除相当の扱いはしていない。

平成25年度 国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親家庭の貧困率は、子どもがいる家庭全体に比べ、約4倍と非常に高い水準となっている。さらに、母子家庭の平均所得は、児童のいる世帯全体の平均所得の4割以下と低い金額となっている。このため、特に低所得ひとり親家庭への支援の強化が必要である。

寡婦控除が適用されない非婚のひとり親家庭について、子どもの貧困対策の観点から寡婦控除相当分の扱いとするなどの配慮が必要と考える。

#### (8) 保育の質の確保の視点からの見直し

区では、様々な専門研修の実施による保育人材の育成や、地域における保育施設の連携・交流などを通して、保育の質の向上に取り組んでいる。

今後も、地域の保育水準の向上を図ることで、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、大田の子どもたちすべてのより良い育ちを支援することが必要と考える。

## 2 学童保育保育料

### (1) 受益と負担の視点からの見直し

平成26年度決算における学童保育運営経費の総額は約12億円である。これに対し、利用者負担金は約1.9億円で、対運営経費としては約15.75%に留まっている。

児童福祉法の改正により、平成27年4月から、学童保育の利用対象がそれまでの「おおむね10歳未満」から小学6年生まで拡大された。これに伴い、区は平成27年度の利用定員を前年度比495名増員している。今後も学童保育事業に係る運営経費は増加することが予想される。

現行の学童保育保育料は定額制となっており、17時までの通常利用では月額4,000円となっている。大田区と同様に法令に即した内容で実施している13区における平均保育料は5,375円であり、区の現行保育料は特別区平均より1,000円以上低額となっていることから、受益と負担の関係性の視点での見直しが必要と考える。

### (2) 少子化対策の視点からの第2子以降に対する見直し

現行の多子世帯に対する減免制度として、同一世帯において2人以上が学童を利用している場合、2人目以降について通常保育料(4,000円)から1,000円を減額している。少子化対策の視点から、現行の減額幅を更に大きくするなどの見直しが必要であると考ええる。

### (3) 子どもの貧困対策の視点からの見直し

子どもの貧困対策は喫緊の課題である。定額制となっている学童保育料の減免・減額制度の対象に、生活保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯に加え、小学校の就学援助を受給している児童を加えるなどの見直しが必要であると考ええる。

### (4) 保育の質の確保の視点からの見直し

児童福祉法の改正により、平成27年4月からは、学童保育事業は、対象児童の拡大と伴に学童保育支援員の資格要件や1人当たりの面積基準(おおむね1.65㎡)などが定められた。区においても基準条例を新たに制定し、これまで以上に保育の質の確保に努めている。

特に指導員の資質向上に向け、東京都知事が実施する「東京都放課後児童支援員認定資格研修」の受講のほか、区独自で、特に支援を必要とする児童に対して適切な保育を実施するための研修(要支援児研修)を計画的に開催している。

今後も、これまで以上に、学童保育利用者のサービス向上に向けた質の確保を図って行くことが必要と考える。

### 3 保護者負担について

今回の保育料の見直しにあっては、認可保育所関係では、応能負担の徹底やひとり親世帯および非課税世帯等の低所得世帯への一層の配慮、少子化対策としての第2子支援策に加え、保育士の資質向上や処遇改善の取り組みによる「保育の質」の向上を実施することが必要であると考えます。

同時に、学童保育関係においても、少子化対策や子どもの貧困対策および「保育の質」の向上に向けた取り組みを実施することが必要と考えます。

加えて、大田区における0～2歳児の3分の2が保育サービスを利用していないことから、在宅子育て世帯が、子育ての不安や孤立感に悩まないように、親子交流の場の提供や子育て相談・子育て情報の発信、ショートステイ・トワイライトステイ、一時預かり、ファミリーサポート、定期利用保育の充実など、在宅子育て家庭の支援の拡充が必要である。

これらの取り組みを実施するためには、保護者負担の一定の増加は、必要やむを得ないものと考えます。

なお、昨年度区が策定した「子ども子育てかがやきプラン」では「未来を担う子どもを育み、子育てをみんなで支えるまちにします」を基本理念に掲げており、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み、育てることのできる地域社会の実現に向けて取り組むことを期待する。



平成27年度 大田区保育園・学童保育保育料検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属
学識経験者（2名）	松原 康雄	明治学院大学副学長
	和泉 徹彦	嘉悦大学経営経済学部准教授
区議会議員（4名）	塩野目正樹	自由民主党大田区民連合
	秋成 靖	大田区議会公明党
	菅谷 郁恵	日本共産党大田区議団
	岡 高志	大田区議会民主党
子育て支援事業関係者（4名）	加藤 保	大田区私立保育園連合会
	江尻 雅樹	大田区私立幼稚園連合会
	菊地 涉道	学校法人簡野育英会
	澤井 廣喜	大田区認証保育所連絡会
区民（2名）	松本 幸子	大田区子ども・子育て会議公募委員
	田原 理恵子	大田区子ども・子育て会議公募委員

\*委員の任期 委嘱日から検討委員会報告書策定まで

審議経過

開催回	日時・会場	主な議事
1回	平成27年10月28日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■委員委嘱・正副委員長の選出</li> <li>■大田区の保育サービス・学童保育の現状について</li> <li>■保育料見直しにおける課題と視点について</li> </ul>
2回	平成27年11月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■認可保育園0歳児における運営費について</li> <li>■認可保育園階層別児童数の状況について</li> <li>■保育の質の確保への取り組みについて</li> <li>■保育料見直しにおける視点と第1回検討委員会での主な意見について</li> </ul>
3回	平成27年12月22日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■私立認可保育園における運営費について</li> <li>■保育料の収納状況について</li> <li>■学童保育運営費と利用者負担の現状について</li> <li>■保育料見直しの方向性と視点における主な意見等について</li> </ul>
4回	平成28年2月2日（火）	■報告書（骨子）について
5回	平成28年3月23日（水）	■報告書（案）について

## 大田区保育園・学童保育保育料検討委員会設置要綱

平成 17 年 3 月 24 日 こ育発第 2188 号区長決定

平成 27 年 8 月 6 日 こ子発第 11575 号部長決定

### (設置)

第1条 大田区における認可保育所等及び区立学童保育室に係る利用者負担の適正化を図るため、「大田区保育園・学童保育保育料検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、区長への報告書を作成する。

- (1) 保育園保育料の適正なあり方について
- (2) 学童保育料の適正なあり方について
- (3) その他必要な事項

### (委員の構成及び人数)

第3条 検討委員は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する 12 名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者(2 名以内)
- (2) 区議会議員(4 名以内)
- (3) 子育て支援事業関係者(4 名以内)
- (4) 区民(2 名以内)

2 委員を辞職する場合は、理由を添えて区長に申し出なければならない。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第 2 条に規定する報告書が作成される日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認める場合は委員以外の者に出席を要請し、意見を求めることができる。

### (議事の決定)

第7条 検討委員会における決定すべき事項については、出席委員の過半数をもって決定する

- 2 前項における出席委員には委員長も含める。

### (会議の公開)

第8条 検討委員会は、原則公開とする。ただし、委員長は次の各号のいずれかに該当する場合は会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を公開した場合は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(傍聴)

第9条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し、入場の際係員に提示しその指示を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は、おおむね 20 人以内とする。ただし、会場の都合で減員することができる。

3 傍聴人が定員を超える場合は、抽選により傍聴券を交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人は、係員の指示及び定める傍聴人の守るべき事項を遵守しなければならない。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、こども家庭部子育て支援課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

付則

この要綱は、平成 27 年 8 月 6 日より施行する。